

かすみがうら市議会 政治倫理条例を制定しました

令和5年第1回定例会時に、かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会を設置し、委員会での厳正な審議の結果、本会期中に本条例が可決されました



議員発議第2号

かすみがうら市議会政治倫理条例の制定について

政治倫理条例とは、議員が自らの利害のために便宜を図ることがないように、自らが崇高な倫理観を持つことで、市民の皆様からの積極的な信頼を獲得することを目的として、自らが定めるものです。

令和4年第4回定例会において、議案第61号で、かすみがうら市政治倫理条例の制定について提案されましたが、市長等と議員の一体型のもので、あまりに性急で、議会において調査・研究する時間がなかったため、賛成少数で否決となりました。

政治倫理条例の制定状況については、全国の自治体数が1718市町村あるうち、679市町村で政治倫理条例が制定されておりました。茨城県内では、44市町村のうち37市町村で制定されており、県南地域では、かすみがうら市を除き全ての市町村で制定されておりました。

その後、かすみがうら市の議会議員選挙において、政治倫理条例案に対する賛成、反対を巡る激しい動きがあり、市民の皆様の多くが知るところとなりました。

そこで、改選後の新しいメンバーで発足した議会において、市議会での議員提案により、政治倫理条例制定を前提として調査・研究する調査特別委員会を設置し、制定自治体の実態調査や先進事例の研究、市民の意見聴取など必要な調査を行うべく厳正な審議を行ったところ、本会議において全会一致による条例制定という成果に至りました。

制定した本条例を遵守することで、市民の皆様の期待に一層応えていきたいと考えております。

霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会を設置しました

令和5年第1回定例会時に、霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会設置が決議されました。閉会後も継続審査を行ってまいります。



議員発議第3号

霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会設置に関する決議

本市は、霞台厚生施設組合負担金のうち霞台厚生施設組合旧施設の解体・処分費については負担できない旨を主張しております。当該費用負担の承認は正副管理者会議の合意のみで、その決定を補完する法的手続きがなされていない状況下で負担義務を負うことは、適当ではないとの判断によるものです。

住民監査請求に基づく監査結果においても、同様の趣旨のもと『霞台厚生施設組合旧施設解体に関する経費は石岡市及び小美玉市がすべて負担すべきものであり、かすみがうら市が当該負担金を支出する行為は地方財政法第28条の2をはじめ地方財政法全体の趣旨に抵触するとともに、地方自治法232条に違反するものである。』との決定がなされております。

こうした中で、令和5年3月2日付けで霞台厚生施設組合から、かすみがうら市長宛に当該費用負担金に係る催告書を送付したとの連絡が、かすみがうら市議会議長宛にありました。

このような由々しき事態は本市議会でも看過できないと考え、ここに至った経緯等を詳らかにした上で、積極的に事態の打開にあたっていく必要があると思われることから、霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会の設置が決議されました。

事態の打開に十分な調査を行うため、令和5年第1回定例会閉会後も委員会を継続してまいります。

かすみがうら市議会ホームページでは、開かれた議会を目指し、さまざまな情報を発信しています

本会議の生中継や録画放映、会議録など、市議会の情報を多数発信しております。

スマートフォンにも対応しております。ぜひご覧ください。



▲市議会ホームページ
QRコード

